

きと表の反対である。

1 法人資格の反対である

2 組合倍償責任反対

3 地方長官干渉反対

4 企業約差別待遇の反対

(尚ほ詳しくは産業労働調査新編「労働組合と産業」を参照)

而して乍ら本年度の政府内閣は如何なるものがあるか、いまだ不明に反する故に、我等の要求口次の地き基本約草案に賛成し、北首け北首ならぬ。

「労働組合の組織と活動の自由」と我々の当面のストロークンである。

二 運動方針

「我国現在の各種の情勢は、労働組合法獲得の運動のみを切り離して、労働組合の大衆的運動を起すことを甚だしく困難となし、(寧ろ、労働組合法の獲得の運動は、農民の小作人組合の獲得運動と共に「議会解散請願運動」中のスロウガンとして請願運動に結びつけて展開しなければならぬ。

二従って「議会解散請願運動」の全活動に組合大衆を積極的に参加せしめると共に、他の僚友団体の奮起を促さなければならぬ。
三しかして乍ら「議会解散請願運動」は、其の発展の過程に於て党中央委員会の決定へ拒絶か或は賛成かの……この是「請願運動に因る指令中「運動方針」三項「実行本委員会と党本部との関係参照すること」を經過することによって、更に次の発展への方針を轉換せし